

(様式1)

## 簡易内管施工登録店登録申請書(新規)

西暦 年 月 日

大阪ガスネットワーク株式会社御中

簡易内管施工登録店として登録願いたいので、貴社の定める「簡易内管施工登録店登録要綱」を承認の上、同要綱に基づき申し込みます。

また、同要綱に定める、右記に記入する工具、機械・器具等を所有していること、および、裏面の欠格事由に該当しないことを証します。

(ふりがな) 商号	業種 ( )		
(ふりがな) 代表者氏名	実印		
事業所所在地 住所	〒	—	
電話番号	電話 ( ) —	FAX ( ) —	
メールアドレス	@		
法人設立年月日	西暦	資本金	
従業員数		年商	
常勤または常勤している簡易内管施工士の氏名	氏名	資格者番号	

(備考)

- 「簡易内管施工登録店登録要綱」に定める所定の登録料を添えること。  
(払込証明書を裏面の所定の箇所にのり付けすること)
- 法人にあつては登記簿謄本および印鑑証明書を添付すること。(取得後、6ヶ月以内のもの)
- 個人にあつては印鑑証明書を添付すること。(取得後、6ヶ月以内のもの)
- 日本ガス協会発行の簡易内管施工士資格証(資格者全員の分)の写しを添付すること。

(注)印は、法人の場合は会社の実印、個人の場合は代表者の実印

## 工具、機械・器具 調書

種別	品名	形式・性能	数量
管切断用			
管接合用			
その他用途			
気密試験用			

管切断用、管接合用、気密試験用工具、機械・器具は必ず所有していること。

## 要件確認書(欠格事由)

以下、いずれかの欠格事由に該当する場合、簡易内管施工登録店として登録できません。

1. 個人事業者にあっては代表者、法人事業者にあっては役員または法人がガス事業法違反の罪により刑に処せられ、その執行を終えた日または執行をうけなくなった日より2年を経過しないこと。
2. 個人事業者にあっては代表者、法人事業者にあっては役員または法人がガスの供給またはガス工作物に支障を与えたことによりガス事業法以外の法令の違反の罪により刑に処せられ、その執行を終えた日または執行をうけなくなった日より2年を経過しないこと。
3. 簡易内管施工登録店の登録を取り消されてから2年を経過しないこと、または取消原因がある状態において自ら営業の廃止を届け出ることにより、登録を抹消されてから2年を経過しないこと。
4. 前号の登録店の登録取消時もしくは登録抹消時に、個人事業者の代表者または法人事業者の役員であった者が、登録の取消もしくは抹消時から2年以内に、個人事業者にあっては代表者に、法人事業者にあっては役員になっていること。
5. 暴力団を始めとする反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)に関して次のいずれかの事実があること。  
① 個人事業者にあっては代表者または従業員、法人事業者にあっては法人またはその役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等(以下、「役員等」という。)が、反社会的勢力であること。  
② 個人事業者にあっては代表者または従業員、法人事業者にあっては法人またはその役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

## 登録店の開示に関する確認書

弊社登録の簡易内管施工登録店の開示につきまして、お客さまから弊社に、簡易内管施工登録店さまの紹介を依頼された場合、ご承諾いただいた登録店さまの情報を弊社HP上を含め開示いたします。開示する内容は、「登録店名称」「営業所の所在地」「連絡先電話番号」の3項目です。つきましては、登録店の開示について、以下のいずれかに必ず○印を入れてください。

( ) お客さまから貴社へお問合せされた際の「登録店の開示」について、貴社の「登録店名称」、「営業所の所在地」、「連絡先電話番号」を弊社HP上を含め、お客さまへ開示することを承諾します。

( ) 「登録店の開示」について、貴社でお客さまへ開示することを拒否します。

※登録店の開示に関しましては、毎年の登録店更新時期にご承諾の確認の機会を設けます。なお、ご承諾いただいた登録店さまの開示情報は前述の3項目のみとし、それ以外の情報を開示することはございません。また、本目的以外に開示することはございません。

受講または登録料を納付したことを証する書面貼付欄

払込受付証明書(金融機関の受付局日付印のあるもの)を、のり付けしてください。